

清流の国ぎふ おすすめの

1冊

コンクール

あなたが読んで感動した本、
人生を変えた本、役に立った本など、
あなたのイチオシ本を紹介してください。

令和
3年度



作品大募集!

紹介文部門・POP部門
イラストPOP部門

応募
資格

県内在住、在学、在勤の
15歳以上の方 (中学生を除く)

募集
期間

令和3年
7月15日(木)~9月15日(水)
※消印有効

表彰

各部門 上位3賞・奨励賞5点
フレッシュ賞2点
(紹介文部門のみ、高校生対象)

- 副賞として図書カードを贈呈
- 金賞/ゴールド 10,000円
- 銀賞/シルバー 5,000円
- 銅賞/ブロンズ 3,000円
- 奨励賞・フレッシュ賞 1,000円

令和2年度「清流の国ぎふ・おすすめの1冊コンクール」



藤井 健太郎さん

[題名] 戦争の実相を後世に語り継ぐ若者たち
[書名] 平和のバトン 広島の高校生たちが描いた8月6日の記憶



廣江 文香さん

[キャッチコピー] 涙が出た。救われた。これは自分だった。
[書名] 死ぬくらいなら会社辞めればができない理由



吉井 綾子さん

[書名] ヴィオラ母さん
私を育てた破天荒な母・
リョウコ



主催/岐阜県読書推進運動協議会、中日新聞社、岐阜県図書館

申込・
問合せ

GIFU PREFECTURAL
LIBRARY
岐阜県図書館

企画課 企画振興係

〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 TEL:058-275-5111 FAX:058-275-5115
E-mail/library@library.pref.gifu.jp URL/ 岐阜県図書館 検索



募集要項

清流の国ぎふ
おすすめの
1冊
コンクール

応募作品 対象資料：図書（漫画を除く）

紹介文部門：800字以内（題名・書名・氏名は含まない）
POP部門：キャッチコピー20字以内・紹介文150字以内
イラストPOP部門：官製はがきサイズ（148×100mm）・縦横どちらでも可

} 句読点も1字として数えます。

応募方法

- ・紹介文部門とPOP部門は、下記2つの方法からお申し込みください。イラストPOP作品は、審査の都合上、郵送による応募のみとします。
- ・応募用紙の必要事項の欄について、氏名は本名を記入してください（ペンネームは不可）。また、電話番号は入賞連絡の際に必要ですので、連絡可能な番号を記入してください。
- ・応募用紙は、チラシに添付してある場合の他に、県図書館内設置コーナーや、県図書館HPからのダウンロードで入手していただけます。

①《郵送の場合》

応募用紙に必要事項を記入の上、作品に添付し、下記の住所に送ってください。

〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 岐阜県図書館 企画課 企画振興係 「おすすめの1冊コンクール」宛

②《ウェブサイトからの場合》

募集期間が始まりましたら、岐阜県図書館ウェブサイトに 応募専用アドレス を準備します。

詳しくは、当館HPをご覧ください。

応募上の注意

- ・一人一部門一作品まで。POP部門とイラストPOP部門の両方に応募する場合は、本の紹介文は変えてください。
- ・紹介文部門とPOP部門では、応募作品は、審査のためにコピーをとりますので、黒ボールペンか濃い鉛筆等を使って書いてください。
- ・紹介文部門で、ワープロ原稿の場合は、文書作成ソフトの原稿用紙の設定で入力し、マス目も併せて印刷してください。
- ・イラストPOP部門では、紹介文の字数制限はありません。また、デジタルを使用した作品の応募は可能ですが、立体的な作品は不可となります（作品をスキャンして審査を行うため）。
- ・応募はオリジナル作品（未発表）に限ります。本の帯やインターネット等の紹介文等をそのまま写した文章や文章構成が似た作品、盗作等の著作権侵害の恐れのある文章・イラストは使用しないでください。
- ・記入いただいた個人情報は、本コンクールの運営、作品展示に必要な範囲内で利用します。

入賞作品の展示

- ・入賞作品を所定の書式に打ち直したものを、岐阜県図書館や協力が得られた県内図書館にて、おすすめの本とともに展示します。
- ・入賞者には、電話にて結果を報告します。その後、岐阜県図書館ウェブサイトと中日新聞紙上にて、入賞者を発表します。

入賞作品の取扱い

- ・県が受賞作品を利用するに当たり、受賞者の氏名を表示します。表示する氏名は出品票によるものとします。
- ・県が受賞作品を利用するに当たり、その利用形態に応じて受賞作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、これらの改変であっても、受賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- ・県は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。
- ・受賞作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を言います。）は、受賞者に帰属します。
- ・県は、受賞作品を独占的に利用できるものとします。
- ・県は、受賞作品を次に掲げる利用目的に利用できるものとします。
岐阜県図書館の作成する作品展の記録集、ポスター、チラシ、ホームページ及び岐阜県図書館の主催する行事など。
- ・応募作品は、返却しません。